中心(

関する勧告ならびに報告 年ぶりとなる一般職国家 を、国会と内閣に対して行っ 公務員の給与改定などに はいえ俸給表改善では8

的な認識、超過勤務の縮 般の検討が進められてい 報告では、公務員制度全 2008年度新設など、 門スタッフ職俸給表」の 時金の〇・05月改善、子等 減対策などについて言及 どに対する人事院の基本 な人事評価制度の導入な る状況等をふまえた新た 員制度改革に関わる「専 部は07年4月遡及)、公務 き上げ、地域手当の改定(一 の扶養手当の500円引 づき、初任給を中心とし 52円の官民較差にもと た若年層の俸給月額と一 勧告は、0・35%、13

院勧告に向けて①賃金・ の処遇改善を重点要求と 分の短縮、③非常勤職員 初任給の抜本改善、②所 して、職場からの上申闘 定勤務時間の当面一日15 時金の改善、とりわけ

> 争を背景に人事院追及を 到達点は、仲間の期待や 強めてきた。 これらの課題に対する

人事院は本日、一部と

見合った改善には至らな の格差が著しい初任給の わけ不十分ながら民間と を断ち切ったこと、とり 金抑制・切り下げの流れ 厳しい生活と労働実態に いものの、長年続いた賃 定の引き上げは、青年

配分したこと、評価制度 るものであり、容認し難い。 分し、成績主義を強化し の増加分を勤勉手当に配 が未確立のもとで一時金 たことなどは要求に反す

各府省当局も「所用の準 が一日7時間4分であり、 年間の平均所定労働時間 は、民間企業における4 所定勤務時間の短縮で

として受け止める。

遇について「実態に見合っ いて検討をすすめる」と るよう、必要な方策につ た適切な給与が支給され

機関、利益擁護機関とし ての責務を果たすことを

> 働者の「働くルール」確立 仕者」としての公務員労

を求めるとりくみを強め

ともに、「民間の状況も見 事務局包囲行動、7月18

は、一歩踏み込んだ姿勢 めた検討に言及したこと 標の設定や予算確保も含 庁時間の削減に向けた目 公式に認め、計画的な在 また、非常勤職員の処

てきた。

決議の集中、人事院地方 署名(8万5696筆集約) や要求ハガキ行動、職場 の実現に向けて賃金改善 ふまえ、前述の重点課題 での政府・人事院回答を 国公労連は、春闘段階

煽り、地域切り捨て、格差 げて公務員バッシングを ジームからの脱却」を掲

こうした中で、「戦後し

ぎ、労働基本権の早期全

な運動の到達点を引き継

国公労連は、このよう

しい審判が下された。 参議院選挙で国民から厳 強行する政府・与党に対し、 拡大の「構造改革」路線を

面回復を含む民主的公務

員制度の確立、公務員賃

成果である。 協をはじめとする運動の

しかし、俸給表全体の

国公労連は、77年人事 直し」の際に既存の原資 の結果であり、納得でき 域手当に較差の40%強を で措置するとしていた地 ない。加えて、給与構造「見 に回復しなかった不作為 業規模を「100人以上 して改悪した比較対象企

備を行えば業務遂行に影 申出」などの措置をとり、 間短縮に向けて「意見の められない。速やかな時 響を与えることなく対応 整備に直ちに着手すると 試行の実施等も含む条件 送りしたことは断じて認 わらず、来年の勧告に先 能」としているにも関

は、昨年政府の圧力に屈 改善に及ばなかったこと

は「不払い残業」の存在を とを強く求める。 超過勤務の縮減対策で

具体的な施策の打ち出し 労働条件の改善に向けた は評価できるが、劣悪な 指摘を初めて行ったこと 含めて検討を行う」との つつ、その位置付け等も には至っていない。 「格差と貧困」が社会問

の労働基本権制約の代償 職場からワーキングプア 非常勤職員を含む公務員 題化しているなか、公務 を発生させないためにも、

かいとともに、公務員制 転換を許さず、「全体の奉 大企業奉仕の行政」への 度改革で狙われた「財界・ 司法の確立を求めるたた 反対し国民本位の行財政・ また、総人件費削減に

んできた。 求める運動と結合させ、 賃金の大幅引き上げ等を 25中央行動などを、最低 公務・民間一体でとりく ~20日の全国統一行動、7:

> 前進させるため、秋季年 の解消など切実な要求を の短縮や長時間過密労働 金の確定、所定勤務時

末段階のとりくみを強化

びかける。 運動への結集と連帯を呼 するとともに、引き続く 民の皆さんに心から感謝 とより、協力・共同してた 闘いただいた組合員はも たかった民間の仲間と国 2007年8月8日 この間、職場・地域で奮

国公労連中央闘争委員会

2007年勧告の主な内容

○ 本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差(0.35%)を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引上げ (中高齢層は据置き)、子等に係る扶養手当の引上げ、19年度の地域手当支給割合のさかのぼり改定
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分)
- ③ 給与構造改革の一環としての専門スタッフ職俸給表の新設

〇 公務員給与の改革への取組

平成17年の勧告時の報告において、地域間配分の適正化、職務給の徹底、成績主義の推進を図るため、 給与制度の抜本的な改革を行うことを表明。この給与構造改革は、平成18年度から俸給表水準の引下げ (4.8%)を実施しつつ、逐次手当の新設等を行い平成22年度までの5年間で実現

また、民間企業の給与水準をより適正に公務の給与水準に反映させるため、平成18年勧告の基礎となる民間給与との比較方法について、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるなど抜本的に見直し

本院としては、公務員給与の改革を進めることにより、国民の支持の得られる適正な公務員給与の確保に向けて全力で取り組む所存

給与勧告の基本的考え方

《給与勧告の意義と役割》 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能 を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

〈民間準拠の考え方〉国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって 経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

| 約10,200民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率89.4%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,352円 0.35% 〔行政職(一)···現行給与 383,541円 平均年齢 40.7歳〕

俸給387円扶養手当350円地域手当560円はね返り分55円

<ポーナス> 昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較 ○民間の支給割合 4.51月(公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

- (1) 俸給表 初任給を中心に若年層に限定した改定(中高齢層は据置き)
 - ① 行政職俸給表(一)

改定率 1級 1.1%、2級 0.6%、3級 0.0%。4級以上は改定なし 初任給 I種 181,200円 (現行179,200円)、Ⅱ種 172,200円 (現行170,200円) Ⅲ種 140,100円 (現行138,400円)

② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表等を除く)

- (2) **扶養手当** 民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮 子等に係る支給月額を500円引上げ(6,000円 → 6,500円)
- (3) 地域手当 給与構造改革である地域間給与配分の見直しの着実な実施 地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日における調整手当支給割合との差が 6%以上の地域の地域手当支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて 改定(本年度分として0.5%の引上げを追加)

[実施時期] 平成19年4月1日

〈期末・勤勉手当等(ボーナス)〉 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.5月分 (一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
19年度	期末手当	1.4 月(支給済み)	1.6 月(改定なし)
	勤勉手当	0.725月(支給済み)	0.775月(現行0.725月)
20年度	期末手当	1.4 月	1.6 月
以降	勤勉手当	0.75月	0.75月

[実施時期] 公布日

〈その他の課題〉

(1) 住居手当 自宅に係る住居手当の廃止も含め見直しに着手

(2) 非常勤職員の給与 給与の実態把握に努めるとともに、職務の実態に合った適切な給与が支給 されるよう、必要な方策について検討

なお、非常勤職員の問題は、その位置付け等も含めた検討が必要

給与構造改革(平成20年度において実施する事項)

1 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識 や経験を活用するとともに、早期退職慣行を是正し在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人 事管理の導入に向けての環境整備を図るため、専門スタッフ職俸給表を新設(平成20年4月1日実施) (俸給)

・ 専門スタッフ職俸給表は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要と される調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で 人事院規則で定めるものに適用し、3級構成。各職務の級の水準は、本府省の課長補佐級から課長 級までの水準を基礎

(諸手当)

- ・ 専門スタッフ職職員には、俸給の特別調整額を支給しないほか、2級、3級職員について、超過 勤務手当等の適用を除外
- ・ 専門スタッフ職調整手当は、3級職員のうち、極めて高度の専門的な知識経験等を活用して遂行することが必要な特に重要で特に困難な業務に従事する職員に支給(俸給月額の100分の10)

(勤務時間)

・ 専門スタッフ職職員の勤務時間について、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき各省各庁 の長が割り振る弾力的な仕組みを導入

2 地域手当の支給割合の改定等

- ・ 地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定(平成19年度の支給割合を1~2.5%引上げ)
- ・ 広域異動手当は、平成20年度に支給割合が引き上げられ、制度が完成(異動前後の官署間の距離 区分が60km以上300km未満の場合3%、300km以上の場合6%)
- ・ 今後とも、昇給・勤勉手当における勤務実績の給与への反映を一層推進